

風致地区内で現状変更行為等を行う場合は 事前に甲府市に相談をしてください。

<現状変更行為等とは>

現状変更行為等とは、建築物や工作物の新築・増築・色彩の変更等や、木竹の伐採、土地の形質の変更等のことをいいます。

<現状変更行為等の一例>

住宅を新築する以外で、現状変更行為に該当するものの一例



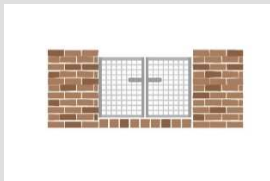
カーポートを設置



物置を設置



バルコニーを設置



塀や門を設置



外観の色彩を変更



木を伐採

風致地区内でこれらの行為を行う場合、行為着手前に許可が必要となる場合があります。
まずは、甲府市にご相談ください。

<建築物を建築する場合の許可基準> (抜粋)

(緑地の規模)
敷地内に一定規模の
緑地が必要です。

(後退距離)
道路から建築物まで一定
の距離が必要です。

道路等

(建築物の高さ)
建築物の高さ制限があります。

(後退距離)
隣地との敷地境界線から
建築物まで一定の距離が
必要です。

(建ぺい率)
建築物が建てられる規模に
上限があります。

建築物の高さ・後退距離・建ぺい率・建築物の色彩(壁面及び屋根)・緑地の規模について規制があります。

なお、後退距離・建ぺい率については風致地区の位置によって、数値が異なります。

詳細については、下記の連絡先にお尋ねください。

<連絡先>

甲府市役所 まちづくり部 まち開発室 都市計画課 計画係 Tel.055-237-5814